

「財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項」 の主要な項目に関する概要

1. 国有財産

(1) 未利用国有地【反映可能額：－】

- 未利用国有地については、直ちに売却しにくい財産を除くと1,100億円程度。売却可能な財産については、速やかに売却し、歳入確保に努める。
- 国有地売却収入は、毎年度の一般会計当初予算に計上（平成22年度決算776億円、平成23年度予算975億円）。

(2) 公務員宿舎、衆・参両議院の所有資産【反映可能額：α】

- 国家公務員宿舎については、今後策定する具体的な削減計画に基づき、概ね5年を目途に約21.8万戸から18.1万戸程度に15%強削減する中で、必要性の低い宿舎は廃止して跡地の売却等を進め、可能な限り財政に貢献。
- 衆・参両議院の所有資産については、議院運営委員会等の決定に基づき財務省への引継ぎが行われた場合には、速やかに売却等を行っていきたい。

2. 政府保有株式

(1) NTT株【反映可能額：今後慎重に検討】

- NTTは、ユニバーサルサービス提供責務や研究の推進・成果普及の責務を有しており、特定の者に経営が支配されたり、株主権が濫用されたりすることがないように、政府がNTT株を保有。
- 更なる売却には、政府保有義務の見直しが必要（法律改正事項）であり、電気通信政策からの慎重な議論が必要。

(2) JT株【反映可能額：今後検討】

- たばこ事業法において、国内たばこ農家の経営安定のため、割高な国

産葉たばこのＪＴによる全量買取とＪＴの製造独占を定めており、この全量買取りが確実に行われるよう政府がＪＴ株を保有。

- 現状、①会社設立時の株式総数の「２分の１以上」かつ②発行済み株式総数の「３分の１超」の政府保有義務が定められており、政府保有義務分以外は既に売却済み。更なる売却には、政府保有義務の見直し（法律改正）が必要。
- 「３分の１超」までの引下げについて、今後検討が必要。

3. 特別会計

（１）国債整理基金特別会計【反映可能額：－】

- 国債整理基金は、一般会計からの定率繰入れ等の繰入れと償還との時期の一時的なズレから、制度的に積み立てられているもの（＝将来の国債の償還財源）
- 国債整理基金を取り崩し、国債償還資金を他目的に使用することは法律措置が必要であり、①市場からの信認を損なうおそれがある、②取り崩した分だけ将来の国債償還資金に不足を来たし、いずれ一般会計からその分繰り入れる必要があり財源とならない（隠れ借金）。
- 更に、買入消却に充てることとしている資金の流用については、流用に伴い買入消却を停止すれば、市場に不測の影響を与えるおそれ。
- 定率繰入れについては、一般会計が発行した国債について、一部借換えを行いながら 60 年で段階的に償還されるよう、国債残高の 1.6%（＝1/60）を一般会計から国債整理基金特会に繰り入れることにより償還財源を制度的に確保するものであり、特別会計に関する法律に規定。
- 過去に定率繰入を停止したときは、国債残高がまだ少なく大量の償還

を迎えていなかった時期や、N T T株式の売却収入等の別途の財源を有していた時期であった。当時と同列に論じることがは適当ではない。

(2) 外国為替資金特別会計【反映可能額：－】

○ 外為特会の積立金を取り崩して一般会計に繰り入れることについては、以下のような問題点がある。

- ・ 約 19 兆円（23 年 3 月末、1 ドル＝78 円の場合）である外為特会の債務超過幅が更に拡大し、財務の健全性を更に悪化させる。
- ・ 債務超過のもとでは、積立金の取り崩しは、一般会計から外為特会への赤字の付け替えであることに加え、政府短期証券（FB）という資金繰り証券により調達した資金を一般会計の財源として使うことになり、財政制度の根幹に抵触しかねない。
- ・ 積立金は財投預託されており、これを取り崩せば、同額の財投債の発行が必要。したがって、積立金の取り崩しは、国全体として見れば、財投債を発行して一般会計の財源とすることと同じであり、国債の増発という意味で、赤字国債の発行と変わらない（注）ため、新たな財源を捻出したこととはならない。

（注）国債市場では、財投債や赤字国債といった区別なく発行。

(3) エネルギー対策特別会計【反映可能額：5 年間で少なくとも 500 億円の財源を捻出】

○ エネルギー特会については、原発事故を踏まえた 23 年度予算の執行の見直し、立地自治体の意向・要望を踏まえた周辺地域整備資金の見直し、「エネルギー安定供給の効率的な実現」と「売却資産価値の最大化」とを踏まえた保有株式の売却により、財源を捻出するよう努力。

4. 公務員人件費

(1) 公務員人件費削減【反映可能額：公務員給与臨時特例法案が成立した場合、平年度ベースで 2,900 億円程度（総務省による暫定的試算）】

- 公務員給与臨時特例法案が継続審議となっているが、本法案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、さらなる歳出削減が不可欠となった状況も踏まえ、検討を重ねてきたもの。
- 本法案による給与減額は、現在の人事院勧告制度下においては、極めて異例のものであることから、職員団体と真摯に話し合いを行った上（公務員連絡会とは合意。一方、国公労連とは合意に至らず。）、6月に法案を国会提出したものの。